奈良先端科学技術大学院大学長期履修規程

平成３０年３月２６日
規程第　　２　　号

（趣旨）
第１条　この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成１６年学則第１号。以下「学則」という。）第３１条の２第２項の規定に基づき、長期履修に関し必要な事項を定める。

（定義）
第２条　この規程において「長期履修」とは、本学に在学する者が、職業を有している等の事情により、学則第３１条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。
２　この規程において「長期履修学生」とは、長期履修を許可された学生をいう。
３　この規程において「長期履修期間」とは、長期履修を許可する期間（在学中に長期履修を許可された者にあっては、長期履修を許可される前の在学期間を含む。）をいう。

（対象者）
第３条　長期履修の対象となる者は、博士前期課程又は博士後期課程の学生（在学期間が、博士前期課程にあっては１年、博士後期課程にあっては２年を超えている者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）官公庁、企業等に雇用されている者（休業等により、職務を免除されている者を除く。）、自ら事業を行っている者その他のフルタイムの職業に就いている者
（２）アルバイト、パートタイム等で就業している者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めたもの
（３）出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めたもの
（４）前３号に準ずる者であって、長期履修を必要とする事情があると学長が認めたもの

（長期履修期間等）
第４条　長期履修の開始日は、春学期の始めに入学（学則第３０条の規定に基づき博士前期課程から引き続き博士後期課程に進学する場合を含む。以下同じ。）した者にあっては春学期の初日、秋学期の始めに入学した者にあっては秋学期の初日とする。
２　長期履修期間は、１年を単位とし、その上限は、学生の在学する課程及び長期履修の開始時期に応じて、次のとおりとする。

課　程	長期履修の開始時期	長期履修期間の上限

博士前期課程	入学時	４年
	在学中	３年
博士後期課程	入学時	６年
	在学中	在学期間が１年以下の場合は、５年
		在学期間が２年以下の場合は、４年

（申請手続き等）

第５条　長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（１）在職証明書（第３条第１項第１号及び第２号に該当する者のみ）

（２）その他学長が必要と認めた書類

２　前項による申請は、所定の期日までに行わなければならない。

（許可）

第６条　前条の申請があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

２　長期履修を許可した場合は、別に定める長期履修許可書により通知するものとする。

（長期履修期間の延長等）

第７条　長期履修学生は、就業環境等の変動により長期履修期間の延長又は短縮（以下「延長等」という。）をする必要がある場合は、学長の許可を得て、第４条第２項に規定する長期履修期間の上限の範囲内で長期履修期間の延長等をすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、長期履修期間満了までの期間が１年に満たない者は、長期履修期間の延長等をすることができない。

３　第１項により延長等を願い出る者は、別に定める長期履修期間変更願を学長に提出しなければならない。

４　前項による願い出は、所定の期日までに行わなければならない。

５　長期履修期間の延長等の許可については、前条の規定を準用する。

６　長期履修期間の延長等を許可された者は、同一課程において、再度、長期履修期間の延長等を願い出ることはできない。

（長期履修の辞退）

第８条　長期履修学生は、就業環境等の変動により長期履修の必要がなくなった場合は、学長の許可を得て長期履修の辞退をすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、長期履修期間満了までの期間が１年に満たない者は、長期履修の辞退をすることができない。
３　第１項により辞退を願い出る者は、別に定める長期履修辞退願を学長に提出しなければならない。
４　前項による願い出は、所定の期日までに行わなければならない。
５　長期履修の辞退の許可については、第６条の規定を準用する。
６　長期履修の辞退を許可された者は、同一課程において、再度、長期履修を志願することはできない。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。